

学校法人廣池学園役員等報酬規程

平成元年4月1日制定
令和7年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人廣池学園(以下「学園」という。)の寄附行為第60条の規定に基づき、役員等の報酬について必要な事項を定める。

(定義)

第1条の2 役員等とは、理事長、副理事長及び常務理事(以下「常勤役員」という。)、常勤役員を除く理事、評議員、監事及び顧問(以下「非常勤役員等」という。)(以下「常勤役員及び非常勤役員等」をあわせて「役員等」という。)をいう。

(役員等報酬・手当)

第2条 役員等報酬は、役員等に支給する。

2 理事長を除く役員等が職員又は嘱託の身分にあるときは、役員等報酬を支給せず、職員においては学校法人廣池学園職員給与規則(以下「職員給与規則」という。)、嘱託においては該当の勤務規則及び雇用契約書に定める給与を支給する。

3 前項の定めにより、役員等に給与を支給するときは、職員給与規則第20条に規定する管理職手当及び嘱託に支給される管理職手当を支給しない。ただし、理事長は、理事会の議を経て、別表2に定める範囲内において、副理事長手当又は常務理事手当を支給する。

(支給基準)

第3条 役員等報酬は、理事会の議を経て、理事長が別表1に定める号俸並びに別表3及び別表4に定める範囲内の報酬額を決定し、支給する。

(支給日・計算期間)

第4条 役員等報酬の支給日及び計算期間等については、職員給与規則第3条を準用する。

2 常勤役員が病気その他本人の都合で、1か月以上引き続いて欠勤した場合の役員等報酬の支給については、職員給与規則第40条を準用する。

(通勤手当)

第5条 常勤役員には、通勤手当を支給する。

2 常勤役員の通勤手当については、職員給与規則第26条を準用する。

(役員賞与)

第6条 常勤役員賞与の支給については、0ヶ月から4カ月の間で、上半期、下半期における学園の財政状態に応じて、理事長がそのつど決定し、支給する。

2 顧問賞与の支給については、別表5に定める範囲内において、理事長がその額を決定し、支給する。

(功労金)

第7条 常勤役員が、学園の寄附行為第12条の定めにより退任又は解任された場合は、理事会の決議により功労金を支給することができる。

2 前項の功労金は、年額報酬の5年分を限度として、別表6の基準及び別表7の功労金係数により算出する。

- 3 次の各号のいずれかに該当した場合は、別表7の支給率Aによって計算する。
- (1) 任期の満了又は死亡したとき
 - (2) 精神又は身体の障害・負傷・疾病・虚弱・老衰のため業務に耐えないとき
 - (3) その他、前各号に準ずる事由があるとき
- 4 自己の都合によって退任した場合には、別表7の支給率Bによって計算した額を支給する。ただし、自ら退任を申し出た場合において、精神又は身体の障害・負傷・疾病・虚弱・老衰のため業務に耐えないときは、学園都合の解任として取り扱う。
- 5 次の各号のいずれかに該当して解任された場合は、前4項の定めにかかわらず、功労金は支給しない。
- (1) 法令の規定又は学園の寄附行為に違反したとき
 - (2) 職務上の義務に違反したとき
 - (3) 役員たるにふさわしくない非行があったとき
 - (4) その他前各号に準ずる背信行為があったとき

第8条 削除

(事務の所管)

第9条 この規程に関する事務は、人事部人事課が所管する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴取した上、理事会の議を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成2年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成4年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成7年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、平成17年4月1日から改定施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から改定施行する。
- 7 この規程は、平成22年4月1日から改定施行する。
- 8 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。
- 9 この規程は、令和2年11月27日から改定施行する。
- 10 この規程は、令和4年4月1日から改定施行する。
- 11 この規程は、令和5年4月1日から改定施行する。
- 12 この規程は、令和5年6月30日から改定施行する。
- 13 この規程は、令和7年4月1日から改定施行する。この規程の改定施行に伴い、令和2年4月1日施行の学校法人廣池学園役員報酬内規は、廃止する。

別表1 常勤役員等の役員等報酬月額基準表

号俸	理事長	副理事長	常務理事
1	1,000,000円	300,000円	300,000円
2	1,050,000円	325,000円	325,000円
3	1,100,000円	350,000円	350,000円

4	1,150,000円	375,000円	375,000円
5	1,200,000円	400,000円	400,000円
6	1,250,000円	425,000円	425,000円
7	1,300,000円	450,000円	450,000円
8	1,350,000円	475,000円	475,000円
9	1,400,000円	500,000円	500,000円
10	1,450,000円	525,000円	525,000円
11	1,500,000円	550,000円	550,000円
12	1,550,000円	575,000円	575,000円
13	1,600,000円	600,000円	600,000円
14	1,650,000円	625,000円	625,000円
15	1,700,000円	650,000円	650,000円
16	1,750,000円	675,000円	675,000円
17	1,800,000円	700,000円	700,000円
18	1,850,000円	725,000円	725,000円
19	1,900,000円	750,000円	750,000円
20	—	775,000円	—
21	—	800,000円	—
22	—	825,000円	—
23	—	850,000円	—
24	—	875,000円	—
25	—	900,000円	—
26	—	925,000円	—
27	—	950,000円	—
28	—	975,000円	—
29	—	1,000,000円	—

別表2 副理事長手当及び常務理事手当表（月額）

副理事長手当	100,000円～150,000円
常務理事手当	

別表3 常勤役員を除く理事及び評議員報酬基準表
（会議出席毎）

理事 評議員	0～100,000円
-----------	------------

別表4 監事報酬月額基準表

監事	30,000円～100,000円
----	------------------

別表5 顧問報酬基準表（賞与支給時）

顧問 0～100,000円

別表6 功労金支給基準

在任期間	常勤役員	非常勤役員
1年未満	任期中の平均報酬月額×在任年数×功労金係数	50,000円
1年以上4年未満（1期）		100,000円
4年以上7年未満（2期）		150,000円
7年以上10年未満（3期）		200,000円
10年以上（3期以上）		300,000円

別表7 功労金係数

勤続年数	A(学園都合)	B(自己都合)
1年未満	0.66	0.57
1年	0.70	0.61
2	0.74	0.65
3	0.78	0.69
4	0.82	0.73
5	0.88	0.77
6	0.92	0.81
7	0.94	0.83
8	0.96	0.85
9	0.98	0.87
10	1.00	0.89
11	1.02	0.91
12	1.04	0.93
13	1.06	0.95
14	1.08	0.97
15	1.10	0.99
16	1.12	1.01
17	1.14	1.03
18	1.16	1.05
19	1.18	1.07
20	1.20	1.09
21	1.22	1.11
22	1.24	1.13
23	1.26	1.15
24	1.28	1.17
25	1.30	1.19
26	1.32	1.21
27	1.34	1.23

28	1.36	1.25
29	1.38	1.27
30	1.40	1.29
31	1.42	1.31
32	1.44	1.33
33	1.46	1.35
34	1.48	1.37
35	1.50	1.39
36	1.52	1.41
37	1.54	1.43
38年以上	59.0	

別表8 年率表

月	年率
1	0.08
2	0.17
3	0.25
4	0.33
5	0.42
6	0.50
7	0.58
8	0.67
9	0.75
10	0.83
11	0.92
12	1.00